

岐阜県私立大学地方創生推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、若者の県内定着を促進することを目的に、地域おこし、スポーツ振興、環境問題の解決等の地域貢献活動を通じた本県への誇り又は愛着の醸成、大学生の地元就職の促進、地元企業が求める職業能力の向上につながる産業教育等に取り組む県内の私立大学及び私立短期大学を支援するため、予算の範囲内で、岐阜県私立大学地方創生推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）、補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して小さい方の額とする。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して法人

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、交付申請をするに当たり消費税等仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 補助事業により取得した財産について、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
 - (3) その他知事が別に定める事項
- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表に掲げる経費区分の相互間の経費の流用で、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をいう。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。
- (1) 補助対象事業に要する経費の20%以内の減額
 - (2) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- 4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。
- 3 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式（前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合にあっては、別記第7号様式）による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合は、知事は、当該消費税等仕入控除税額に相当する金額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第13条 規則第21条の知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第9号様式のとおりとする。
- 2 規則第21条第2号に規定する財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。
- 3 規則第21条ただし書の知事の定める期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号)別表に規定する期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後15年間とする。

(補助事業の表示)

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業を実施するときは、県からの補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。
- 2 前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助事業者	補助率	補助 限度額
	経費区分	内容			
地域貢献、地元就職の促進及び地域人材の育成に資する次の事業 （１）地域おこし、地域ボランティアの促進、地域スポーツの振興、環境問題の解決等の事業 （２）企業と大学との交流、企業の魅力体験、企業情報の提供等の事業 （３）地域産業や地域社会を担う地域人材の育成等の事業	人件費	賃金、報酬、謝金、報償費等	県内に大学又は短期大学を設置する学校法人	補助対象経費額の10／10以内（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた金額）	1校当たり 500万円
	旅費	費用弁償及び普通旅行			
	事務費	○需用費 消耗品費、燃料費、対外交流費、会議費、印刷製本費等 ○役務費 通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料及び保険料 ○使用料及び賃借料 物品等の使用料、会議室等の使用料、自動車借上料、有料道路通行料等			
	委託料	事業の実施のために必要な事務、調査等の他団体への委託料			
	図書購入費	事業の実施のために必要な図書の購入費			
	その他特に必要な経費	知事が特に必要と認める経費			